

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年4月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400190 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500001 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 4 年 8 月頃から同年 12 月 1 日まで
② 平成 6 年 12 月 1 日から平成 7 年 12 月頃まで

A 社に入社したのが夏であり、遅くとも平成 4 年 8 月には入社したが、約 3 年後に倒産した。また、会社は、倒産する数か月前から給料が遅れだし、冬の賞与を支給されず、結婚式（婚姻年月は平成 8 年 1 月）の費用の工面に苦勞したことを鮮明に記憶している。

請求期間①及び②において A 社に勤務していたため、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、請求者が平成 4 年の夏頃からは勤務していた旨回答及び陳述していることから、具体的な期間は特定できないものの、請求者が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年 12 月 1 日より前から勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は平成 7 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る履歴事項全部証明書に記載されている代表取締役に対し郵送により照会したが、「あて所に尋ねあたりません」として返送されたため、請求者の勤務実態等について回答を得られない上、同証明書に記載されている複数の取締役も請求者に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、請求者も請求期間①に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

2 請求期間②について、A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が請求者と同じ平成 6 年 12 月 1 日の者は、自身が請求者より先に退職した旨陳述していることから、具体的な期間は特定できないものの、請求者が同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 12 月 1 日以降も勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前記 1 のとおり、A 社は、平成 7 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者の同社における勤務実態等について回答を得られない上、請求者の同社に係る賃金台帳等の資料を得ることができず、請求者も請求期間②に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態並びに厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。